

板のり・焼のり・味付のりの認証基準

第1 適用の範囲

この基準は、大阪府産ののり（初摘み又は二番摘みに限る）を主原料として100%使用し、それを大阪府内の工場で製造された板のり、焼のり及び味付のりに適用する。

第2 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
板のり	のりを洗浄し、薄く整形・乾燥したもの及びこれを裁断したものをいう。 なお、裁断した場合の裁断後の大きさについては別表1のとおりとする。
焼のり	板のりを焼いたもの及びこれを裁断したものをいう。 なお、裁断した場合の裁断後の大きさについては別表1のとおりとする。
味付のり	板のり又は焼のりを昆布、かつおぶし、えび、砂糖、食塩、しょうゆ、唐辛子、みりん、アミノ酸液等を用いて味付加工し、再度乾燥させたもの及びこれを裁断したものをいう。 なお、裁断した場合の裁断後の大きさについては別表1のとおりとする。

第3 品質及び品質基準

板のり、焼のり及び味付のりの品質及び品質表示の基準は、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）定めるもののほか、次のとおりとする。ただし、この基準は、食品衛生法（昭和22年法律第223号）の適用を排除するものと解してはならない。

区分		基準	
品質	性状	色沢及び香味が良好であること。	
	原材料	食品添加物以外の原材料	味付のりにあっては、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 板のり 6 食塩 2 昆布 7 しょうゆ 3 かつおぶし 8 唐辛子 4 えび 9 みりん 5 砂糖 10 アミノ酸液
		食品添加物	使用していないこと。
		異物	混入していないこと。
		内容量	表示枚数等に適合していること。

表	表示の方法	(1) 名称 「板のり」又は「焼のり」又は「味付のり」と記載すること。 (2) 原料原産地名 「大阪府」と記載すること (3) 内容量 内容数量を「何切、何枚」等と記載すること。
	製品特性の表示 事項と表示方法	一括表示事項の枠外に「大阪府産の海苔100%使用」等と記載すること。
示	表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認される用語 (品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。)及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語 (2) 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

第4 製造施設等

製造施設、保管施設、製造機械等は、食品衛生法に基づいた適切な管理が行われていること。

第5 製造管理等

- 1 製造に当たっては、衛生に十分注意し、食品衛生法に基づいた適切な管理を行うこと。
- 2 板のり又は焼のり又は味付のりの製造又は試験研究に5年以上従事した経験を有するもの及び食品衛生責任者が1名以上いること。

第6 技術指導等

認証を受けた製造業者は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター、大阪府環境農林水産総合研究所、各保健所等が、認証品の製造業者に対して行う製造技術、品質管理、衛生等に関する指導を積極的に受け入れるよう努めること。

第7 適合審査

認証のための適合検査は、別表2のとおりとし、大阪府環境農林水産部流通対策室の指示に従い審査を受けること。

付 則

- 1 この基準は、平成14年8月1日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成17年6月15日から施行する。

ただし、平成18年10月1日以前に製造される加工食品には改正前の品質表示基準の規定によることができる。

付 則

- 1 この基準は、平成19年4月2日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成20年2月10日から施行する。

付 則

- 1 この基準は、平成21年6月30日から施行する。

別表 1 (第 2 関係)

区 分	裁断後の大きさ
板 の り	最低横 3.1 センチメートル、縦 8.7 センチメートル又は 27 平方センチメートル以上の大きさであること。
焼 の り	
味 付 の り	

別表 2 (第 7 関係)

審査名	審査内容	適合基準	検査機関名
製造所検査	原材料調達先 加工製造状況 (施設面、製造方法) 販売先 食品衛生責任者 その他 包装・保管施設 審査表は別に定める	認証基準のとおり	大阪府環境農林水産部流通対策室
食品添加物検査	審査物質は別に定める	認証基準のとおり	大阪府環境農林水産総合研究所
微生物検査	腸炎ビブリオ菌 大腸菌 (E - c o l i)	陰性であること	食品衛生法に基づく登録検査機関
品質検査	香り 色 調整 異物 内容量	認証基準のとおり	大阪府環境農林水産総合研究所
書類・表示審査	申請書の記載事項 添付書類 表示方法 (一括表示事項、その他)	認証基準のとおり	大阪府環境農林水産部流通対策室